

安倍政権によるあらゆる改憲策動を阻止するため全力を尽くす決議

昨年12月に成立した第2次安倍内閣は、我が国を米国とともに戦争をする国に変えることを狙い、集団的自衛権行使や多国籍軍・国連軍への参加を認めるべく、平和憲法に対する改憲策動を強めてきた。

本年1月30日、安倍首相は、96条改憲から着手すると国会で答弁し、96条先行改憲を打ち出した。96条先行改憲の真の狙いは、憲法9条の改悪にある。安倍首相は、9条改憲の実現に必要な、衆参両院の3分の2以上という現行の改正発議要件をクリアする見込みが当面ないことから、時の政権に都合良く、発議要件を過半数に引き下げようというのである。このように、自らに都合良く改憲要件のみを変えるような改憲案は、主要国でも例をみないものであり、96条先行改憲案は、「裏口入学」「邪道」などの国民的批判を浴びて、しだいに勢いを失った。

しかし、安倍政権は決して9条改憲をあきらめたわけではなく、今度は解釈改憲・立法改憲の策動を強めてきている。

第1次安倍内閣下で設けられた首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）は、08年6月に憲法9条の解釈を変更して集団的自衛権行使を認めるべきとの報告書を提出したが、安倍首相は本年2月8日に安保法制懇を再開させた。次いで、安倍内閣は、本年8月8日、内閣法制局長官に法制局勤務経験の全く無い小松一郎氏を起用する異例の人事を行った。小松氏は前記安保法制懇報告書の作成に深く関与した人物であり、歴代政府の憲法解釈を破棄するための布石にほかならない。

そうして、安倍政権は、今秋の臨時国会において、国家安全保障会議（日本版NSC）設置のための関連法案と特定秘密保護法案の成立を狙っている。これらの法案は、総理大臣、官房長官、外務大臣、防衛大臣が外交・軍事等の機密情報を独占することで、戦争国家づくりを進め、内閣制度と議院内閣制を形骸化させるものであり、憲法9条、65条、66条3項等に違反する。

さらに、安倍政権は、来年の通常国会に国家安全保障基本法案を提出して成立させることを企んでいる。同法案は、集団的自衛権行使容認、多国籍軍への参加、交戦権行使容認、軍事法制整備等、違憲立法によって、憲法9条を死文化させようとするものである。

麻生副総理兼財務・金融担当相は、本年7月29日、ナチス・ドイツによる立法による憲法破壊の「手口を学んだらどうか」と発言して世界中の批判を浴びたが、まさに今、そのような憲法破壊の事態が引き起こされようとしている。

ゲームに勝てないからと自らに都合良くルールを変えようとし、それがままならなければ、審判を替えてルール破りを放免してもらおう—安倍政権の一連の改憲策動は、国民の監視をくぐり抜けて改憲をかすめ取る、卑劣な企てというほかない。

かかる卑劣な企てによる改憲を私たちは許さない。既に多くの国民が、96条改憲を批判し、また集団的自衛権行使に反対している。さらに、この間の改憲阻止の運動により、国民の中に平和憲法の価値や立憲主義の理解が広がってきた。これらは明文のみならず解釈・立法改憲の策動を止める大きな力である。

基本的人権をまもり民主主義をつよめ、平和で独立した民主日本の実現に寄与することを目的とする自由法曹団は、安倍政権によって企まれているあらゆる改憲策動を阻止するために全力を尽くすものである。

2013年10月21日

自由法曹団 岩手・安比高原総会